

移動支援事業の取り扱い基準について

<事業の実施内容>

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

原則として、居宅介護（通院等介助）や介護保険制度を利用できる場合にはそちらを優先とする。公的機関の手続きや、通院は居宅介護（通院等介助）を利用。

一日の範囲内で用務を終えるものとする。

「社会生活上必要不可欠な外出」

- ・金融機関での金銭の出し入れ等の外出
- ・日常生活上必要な買い物（*買い物同行）
- ・自治会や子供会の行事、学校行事への参加に伴う外出
- ・冠婚葬祭への出席、墓参り、お見舞い
- ・その他上記に準ずる外出

「余暇活動等の社会参加のための外出」

- ・余暇文化活動
- ・理美容、散歩等への付き添い
- ・その他上記に準ずる外出

<移動支援の対象とならない外出例>

- ・経済活動に係る外出（通勤、営業活動等）
- ・公的サービスを利用するには、社会通念上適当ではない外出（賭博関係、政治活動、宗教活動）
- ・通年かつ長期にわたる外出（通学*、通所、通園、習い事等の送迎）

※通年とは、1年を通じて定期的に外出すること。

長期とは概ね3か月を超える期間継続すること。

通学*

通学については原則認めないが、主たる介護者の疾病などにより介護ができず、代わりの介護者も難しい場合には認めることがある。（要相談）

なお、認めるにあたっての終了期間は、その事情が解消されるまでに限る。

<移動支援の身体介護を「伴う」・「伴わない」の判断基準>

・「身体介護を伴う」の判断基準

→国が定める「通院等介助（身体介護を伴う）」の対象者の判断基準に準じ、以下のいずれにも該当する場合とする。

① 障害支援区分2以上

② 障害支援区分の認定調査項目において（1）～（5）のいずれか一つ以上に認定されている者

（1）「歩行」…「全面的な支援が必要」

（2）「移乗」…「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」
又は「全面的な支援が必要」

（3）「移動」…「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」
又は「全面的な支援が必要」

（4）「排尿」…「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

（5）「排便」…「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」